

# 今こそ変えよう！再審法

## —えん罪被害者の速やかな救済のために—

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

刑訴法第4編「再審」（以下「再審法」という）は、500を超える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

日弁連は、2019年10月の人権擁護大会（徳島）において「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、2022年6月に再審法改正実現本部を設置し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめた。

また、同月27日に、大阪高裁は「日野町事件」で再審開始を認める決定を行い（検察官が特別抗告）、同年3月13日には、東京高裁が「袴田事件」で再審開始を認める決定を行った（再審開始が確定）。

これを受けて、当会は、本年4月から再審法改正実現本部を設置し、再審法改正の実現に向けた活動を開始している。また、本年5月の当会定期総会において、「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

再審についての社会の関心はかつてない程に高まっており、再審法改正を実現するには、今をおいてほかにない。

そこで本特集では、我が国の再審の歴史、再審事件の現状、日弁連と当会の取り組み等を概観し、再審法改正の実現への道筋を検討することとした。本特集が、再審弁護、再審法改正運動について、会員の皆様の一助となれば幸いである。

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49期）

### CONTENTS

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 1 西嶋勝彦弁護士インタビュー —徳島ラジオ商事件・丸正事件・島田事件・袴田事件 | 3頁  |
| 2 我が国の再審の歴史的展開                           | 7頁  |
| 3 再審事件の現状—東京高裁管内の再審事件を中心に—               |     |
| ① 狭山事件                                   | 9頁  |
| ② 鶴見事件                                   | 10頁 |
| ③ 小石川事件                                  | 11頁 |
| ④ 三鷹事件                                   | 12頁 |
| 4 再審支援及び再審法改正に向けた日弁連と当会の取り組み             | 13頁 |
| 5 今こそ始めよう！再審弁護・再審法改正運動                   | 16頁 |

## 1

## 西嶋勝彦弁護士インタビュー

## —徳島ラジオ商事件・丸正事件・島田事件・袴田事件

袴田事件の弁護団長を務めていらっしゃる西嶋勝彦弁護士（17期）にお話を伺いました。西嶋弁護士は、袴田事件だけでなく、八海事件、仁保事件、徳島ラジオ商事件、丸正事件、島田事件など、数々の冤罪事件、再審事件に関与され、冤罪を白日の下にさらし、そのほとんどにおいて無罪判決を勝ち取ってこられた冤罪事件の泰斗でいらっしゃいます。

今回は、西嶋弁護士にご自身が携わってこられた事件の内情についてお話を伺いました。また、今般盛り上がりをみせている再審法改正に関連する事項についてもお話を伺いました。

聞き手：再審法改正実現本部 委員 伊藤 修一（59期）

## 再審事件と日弁連の支援

**伊藤：**西嶋弁護士は、数々の再審事件の弁護に携わってこられたわけですが、再審事件と日弁連との関係はどういうものなのでしょうか？

**西嶋：**再審事件は、日弁連抜きには語れないわけ。再審事件は日弁連に持ち込まれるわけよ。日弁連は通常の継続審の事件は援助しないから。再審というのは、一般的に困難であると同時に、蓄積がない、他の弁護人には。蓄積と言ったけど大したことないんだけどもね。日弁連に持ち込まれて初めて再審の弁護団が編成されるわけ。そこで、当時の委員長であった大塚一男さんが、僕に、「君やれ」ということで携わった。それが徳島ラジオ商事件。

## 徳島ラジオ商事件

**伊藤：**あれが第1号なんですか？

**西嶋：**そうだ、1号だ。僕が入った頃は第何次だったか、既にその頃は再審でいったって新たな証拠を、物的証拠を出すとかいうことじゃなしに、いかにひどい取り調べをして、ひどい変な調書ができてるかを問題にしていたわけだ。

**伊藤：**犯人とされた富士茂子さんの調書とかですかね。

**西嶋：**通常審の弁護と変わらないことやってたわけ。でも、これじゃ再審にならないんで、そこで何に基づいて新証拠を出して覆すかっていうことを考えた。それで富士さんが女性だから女性弁護士を動員して。それから瀬戸内寂聴さんとか、著名人。有名な国会議員いただろ？

**伊藤：**市川房枝さん。



西嶋 勝彦 会員（17期）

**西嶋：**そうそう。他にもっと女性文化人なんかいたけども。そういう人たちを総動員して、周りを支援させながら進めていて、新証拠としては有罪の核になってたのは、少年店員2人が見たという目撃証言。それが証拠の核になっているわけ。そこで言われていることがいかに科学的におかしいかということ、川に投げたというナイフ、殺したナイフ、捨ててこいと言われたとか、そんなバカなことをやるわけないんだけど、潮の流れでそんなことあり得ないということを実験でやったりなんかするわけ。それから法医鑑定で、傷と凶器が一致しないとか。法医学者を動員したりとか。そういう観点から新証拠を用意して。そういうのは日弁連でなきゃできないから。日弁連の後押しで学者たちにもお願いして。それでOKしてくれるわけ。

**伊藤：**事件の話ですけど、これって就寝中に賊が侵入したというものですよね。

**西嶋：**そうだよ、子どもと川の字で寝てたのだ。夫婦の真ん中に子どもがいるわけ。

**伊藤：**それで気がつかないわけないだろうという感じなのでしょうか。

**西嶋：**だから、彼女も見てるわけ、賊を。だけど証言を信用してもらえないわけ。

**伊藤：**でも外部から入って来た賊を一番間近で見てるわけですねえ。

**西嶋：**それを一貫して言うわけ、彼女は。子どもも証言するわけ。だけど、そんな子どもの証言は信用できないってことになっちゃう。

再審事件の僕の第1号は徳島、島田？ どちらが、島田の方が早かったかな。

**伊藤：**徳島事件の発生が昭和28年で、島田事件は昭和29年だったと思います。

**西嶋：**そうか。古いんだけど僕が加わったのは、どちらが早かったかな。ほぼ同じ時期だったと思う。丸正もそうだ。

## 丸正事件

**伊藤：**丸正事件もありましたね。これも再審事件ですよ。

**西嶋：**そうだ。要するに、弁護人の正木ひろしと、かつて三鷹事件の裁判長だった、空中楼阁だと言って無罪判決を書いた、鈴木忠五。その2人が、犯人とされているトラック運転手の李得賢氏、それと助手がもう1人いた、鈴木一男氏。その2人組が冤罪でやられちゃったんだけど、そうじゃないということで、その正木ひろしと鈴木忠五が真犯人とされる人物を告発したわけ。

真犯人は荷物扱い所の2階にいた兄弟、姉と兄か。要するに親族であり、この親族が李得賢氏と鈴木一男氏に押し付けたということで、正木ひろしと鈴木忠五が真犯人は親族の者だとして告発したら、逆に名誉毀損でやられちゃったわけ。

**伊藤：**ありましたねえ、名誉毀損で有罪になってしまいました。

**西嶋：**それに対して文化人が立ち上がって、おかしいということで。それで再審事件になったわけ。

**伊藤：**李さんって在日の方ですね。何か差別的なこともあったのでしょうか。

**西嶋：**あったね。在日ということで、当時のどこかの大統領が嘆願か何かしたんじゃないかな。

**伊藤：**それは知りませんでした。

**西嶋：**そういうわけで、丸正事件は再審になってから、日弁連が委員会を作った。竹澤哲夫さんが初代の委員長、その次の委員長が谷村正太郎さん。竹澤さんの時に、「お前やれ」と言われて入った。大塚一男さんのご下命で僕も入ったんだけど。大学の同級生（奥野兼宏氏）がいて、彼は日弁連の人権委員だったんで、僕と同じ立場で委員に入りましたけど。

丸正事件はなかなか難しい事件で、これもいろいろと全国の法医学者を動員して、死因は何か、死後経過時間がどうか、ということが問題になって。

**伊藤：**法医学者というと、東大の古畑種基教授が出てくるんですか？

**西嶋：**古畑教授の鑑定で問題となったのは島田事件だ。もちろん丸正事件にも検察側の意を汲んだ何人かの法医学者も出てくるけど。

## 島田事件

**伊藤：**島田事件について、ちょっとお話を伺いたいのですが。

**西嶋：**島田事件か。やっぱりおかしいんだよ。僕自身は島田事件は後から加わったわけだけど、当時話題になってたのが被害者の女兒。何歳ぐらいだったかな。そこで問題になってたのは、胸部に、それから陰部に、怪我があるわけ。それに対して、その怪我は生活反応がないってわけ。警察の監察医ってというか鑑識はこれは死後についたものだよって言ったわけ。そうすると、大先生（古畑教授）は、これは子どもの場合は死後でも、生活反応がなくても生じうる、これは生きてた時についた傷かもしれないということになっちゃって。

**伊藤：**生前についたとしても矛盾はない、ということを書いて出したわけですね。

**西嶋：**そう。それに対して、彼の、大先生の、弟子たちが、そうじゃないという通説に従って、師匠の意見に反論したわけ。そういう点で特異というか、なかなか勇気のいることだな。

**伊藤：**やっぱり死後についたものということですか？

**西嶋：**そう。

**伊藤：**そうすると、犯行手順について自白した部分と、死体の傷とが合わないということになるんじゃないですか？

**西嶋：**自白させられちゃってるけど、その内容と合わないわけ、実際とは。だからこの自白を補強したのが古畑鑑定というわけだ。

**伊藤：**それで、お弟子さん筋というか、その方々がみんなこぞって、これは死後についたものです、と。幼児の場合はそういうこともあり得るみたいに言うけど、そういうことはないということだったんですね。

**西嶋：**それと、当時の弁護団は、科学的証拠で争ってたんだけど、僕は別の科学的証拠に携わっていたのよ。それが、大井川の川原に残った足跡の話。検事のシナリオによると、彼は幼児を幼稚園から引っ張り出して、大井川の川原を歩かせて、対岸の山に行き殺したっていうことになってるわけ。だからその川原には足跡が残ってた。その足跡は、ちゃんと石膏で取ってある。ところが、それは、有罪判決の証拠としても重視されてなかったんだけど、むしろ反対証拠ということで、大いにこれは活用すべきじゃないかっていうんで、僕は取り上げて、足の裏博士っていう有名な先生がいたわけ、東京工業大学の。足の裏を見れば紀元前何万年じゃないけども分るとか言いよった先生で、その人のところに持ち込んで、この足跡と本人のもの、一致するかどうかやってたら、歩き方その他から見て、これおかしいということになった。

**伊藤：**一致しないとなったのですね。

**西嶋：**それで、これを実証しようとしたけど、当時、犯人とされた赤堀氏は死刑囚だから東京にいないで仙台拘置所にいたわけよ、なぜだか知らんけど。それで僕は仙台拘置所まで行って彼に面会して、ガラス戸越しに、足の裏見せてもらって測ったわけ。そしたら全然違うわけ。それを今度は足の裏博士のところを持ち込んだのよ、「先生これ違いましたって」。そしたら、「そうか、ワシも見に行こう」というので、その川原に行ってもらって、検証し、それで新しい鑑定書を書いてもらったりとかした。ところが、それ採用されなかったんだよね。

**伊藤：**採用されなかったんですか。でも、逃走というカルートがそうだっていうのであれば、そこで足跡が残ってると。で、それが違うとなったら。

**西嶋：**本人じゃないっていうことになるわな。それを僕は、有力な反証のひとつだと思ってたけど、なかなか



〈聞き手〉伊藤 修一 会員（59期）

か弁護団の中では重視する人がいなくて、強調した人間が僕だけだったんだけど。

それで、仙台拘置所に行った時、偶然、竹澤さんも来てたわけ、仙台拘置所に。何でかって言うと、例の帝銀事件の。

**伊藤：**えっ。平沢（貞通）さんがいたんですか。

**西嶋：**彼は独房にいたわけ、死刑囚で。部屋中いっぱい絵があるのよ。

**伊藤：**彼はテンペラ画の画家ですからね。

**西嶋：**そうだ。テンペラやってるわけ。それで独房内で描かせてもらってたわけ、死刑囚だから。なかなかいい作品があった。あちこちあるわけ。帰りがけに竹澤さんが、「君、あれ1枚買ってくればよかったのに」なんて帰りの電車の中で言うのよ。困っちゃうよな。もっと早くに、拘置所で言ってくれば買ってきたのに。まあ、そういうこともあったなあ。

## 袴田事件

**伊藤：**島田事件に携わったつながりで袴田事件の方に声がかったという感じなんでしょうか。

**西嶋：**そう。島田事件やってる最中から袴田事件の弁護団、特に女性弁護団の方から僕に加わってくれて、連絡があったのよ。

**伊藤：**田中薫弁護士とかですか？

**西嶋：**そう。いや、こっちは島田事件が終わらないと、袴田事件には関与できないよって。それで、島田事件が無罪になって終わったのを見計らって、袴田事件の弁護団に加わったわけ。

**伊藤：**時期としては、平成の始めか、そのくらいですか。

**西嶋：**年代がよく分からなくなったな。



**伊藤：**袴田事件の第1次再審申立てが昭和61年です。島田事件で無罪判決が確定したのが平成元年1月31日です。島田事件が終わってすぐという感じでしたかね。でもその頃の袴田事件の再審請求審では、あんまり証拠が揃ってなかったという感じでしたかね。

**西嶋：**いや、ありていに言えば、静岡地裁は刑事部は1ヶ部しかないわけ。1ヶ部で2つの再審死刑事件をやるのは、これ大変だってわけよ。それで島田事件の決着を見るまで時間待ちという、事実上。それは、袴田弁護団にとっても別に新証拠があるわけではないから、そんなに悪いことではないということだったよね、事実上の話だけど。

**伊藤：**そうになると、裁判所も三者協議の期日を入れてこないということになるのでしょうか？

**西嶋：**期日も何もなし。再審だから。

**伊藤：**お呼びが掛かんないんですね。

**西嶋：**弁護団の方でも、早く三者会議開いてくれ、何てそんなことできない。手持ち証拠が何もなしからね。内々の暗黙の合意という感じだったよね、裁判所と弁護団が。

**伊藤：**袴田事件では、以前にもDNA鑑定やってますよね。確かそのときは出なかったと思いますけど。

**西嶋：**あれは第1次再審請求審の抗告審だ。東京高裁でやったわけ。出なかったな。弁護側、検察側双方の鑑定人を入れてやった。それで今回も、いや、この前第1次再審請求審でやって出なかったんだから、出ないんじゃないかっていう疑念がみんなにあった。けれども、もう1回やってみようじゃないかって気運があって。できそうじゃないけど。

**伊藤：**それでH教授に頼んだわけですか。

**西嶋：**そう。それで、誰が話をつけてきたのかな、彼に。ちょっと思い出さないなあ。予備試験かなんか彼にやってもらって、そしたら出るぞ、ってことになって、正式にそれをお願いしたわけよ。

**伊藤：**普通はあんな保管状態だと、もう怖くてやれないって、みんな断るんですけど。よくやっていただいたと思います。

**西嶋：**彼も自信家だから、俺ならやれるってことじゃないの。だけど、その後シャットアウトされたんじゃないの。日本にもちろんいるんだけど、法医学者は死体がなきゃ話にならんわけだ。

## 再審法改正に対する視点 —— 検察官の立場、裁判所の役割

**伊藤：**最後に、今般、再審法改正の機運が盛り上がっておりますが、再審法のあり方についてお考えをお話しいただけないでしょうか。

**西嶋：**再審における検察の立場っていうのがあまりはっきりと語られていないのではないかと、そこは危惧しているところだな。今の再審法の改正をする場合に、それ抜きには語れないでしょう。

**伊藤：**はい。

**西嶋：**なんで検事がシャーシャーと出てくるんだ。1度立証して有罪で終わってるんだ。それが誤りだっていうことで再審があるわけだから、誤りだっていう方が全部証拠を揃えたり、問題点を指摘したりして進めていく。それを、なんで上から被せるみたいな形になるのかと。確かに民事で言えば、主張立証に対して反論、反証する。これと同じで、検事は弾劾すりゃいいだけの話なんだ。もう立証は尽きてるんだから。さらに追加して主張立証っていうこと自体がおかしな話なんだよ。

**伊藤：**裁判所の再審におけるもうちょっと積極的な役割というか、そのあたりはいかがですか？ 例えば、提出命令の義務化とか。

**西嶋：**もうちょっと裁判所が役割を果たせるような規定を義務として導入すべきだ。再審を審理する裁判所の義務として。再審の主催者であるから、裁判所は。弁護側がいくら力んだって、こっちは勝手には進められない。

**伊藤：**おっしゃるとおりですね。まだまだお伺いしたいことがあるのですが、本日は時間ですので、ここまでとさせていただきます。本日はありがとうございました。

### 徳島ラジオ商事件

1953年11月5日午前5時頃、徳島県徳島市でラジオ商（現在でいう電器店）の店主宅に強盗が侵入。店主が殺害され、内縁の妻だった富士茂子さんが重傷を負った事件。警察は当初外部から侵入した強盗犯の犯行とみて男2人を逮捕したが、証拠が無く不起訴処分とした。その後、被害者である富士さんが犯人に仕立て上げられ、有罪判決を受けてしまった。

### 丸正事件

1955年5月11日から翌12日朝の間に、静岡県三島市にある丸正運送店の女性店主が絞殺され預金通帳がなくなっていたという事件。この事件の犯人として、トラック運転手の李得賢氏と運転助手の鈴木一男氏が逮捕され、2人は強盗殺人罪で起訴された。



## 1 最高裁白鳥・財田川決定以前 ——「針の穴に駱駝」

最高裁白鳥・財田川決定以前は「再審氷河期」であり、刑訴法435条6号の新証拠の明白性判断では、新証拠だけで無罪の立証を求めるような高いハードルが設定されていた（孤立評価説）。また、再審裁判所は、確定判決の心証に介入してはならず、確定審の旧証拠の判断には立ち入ることができない、とされていた（心証引継説）。

再審開始が認められた事件は吉田巖窟王事件、金森事件等ごくわずかであり、再審開始決定を得ることは「針の穴に駱駝を通すようなもの」とさえ評されていた。

## 2 最高裁白鳥・財田川決定以後 ——雪解けの時代

1975年の最高裁白鳥決定、1976年の最高裁財田川決定は、刑訴法435条6号の新証拠の明白性について、新証拠だけで判断するのではなく、新旧全証拠を総合的に評価して行うべきと判示した（孤立評価から総合評価、心証引継から再評価）。また、白鳥・財田川決定は、新旧全証拠の総合評価に際しては、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されることを明確に判示した。

白鳥・財田川決定以後、死刑再審4事件と呼ばれる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件で再審無罪が確定した。その他の著名重大事件では、弘前事件、加藤事件、米谷事件、梅田事件、徳島事件等で再審無罪が確定した。

## 3 1990年代の逆流現象 ——再び冬の時代に

しかし、1990年代に入ると、再審開始決定、再審無罪判決は激減した。著名重大事件で再審無罪となったのは榎井村事件のみであり、日弁連の支援事件でも、名張事件、マルヨ無線事件、袴田事件、日野町事件、布川事件等で再審請求が棄却された。

白鳥・財田川決定以降の雪解けの時代からの反動は「逆流現象」と言われ、再び冬の時代に逆戻りしたかのような様相を呈した。その背景として、裁判所の限定的再評価による判断、検察庁の証拠開示に対する組織的な消極的対応が指摘されている。

## 4 21世紀の再審 ——せめぎ合いの時代

21世紀に入ると、大崎事件（第1次）の再審開始決定を嚆矢として、再審に関する動きは再び活況を取り戻し、日弁連が支援する11件の事件（大崎事件、名張事件、布川事件、足利事件、福井事件、東京電力女性社員殺害事件、袴田事件、東住吉事件、松橋事件、日野町事件、湖東事件）で再審開始決定が出ている。

しかし、大崎事件、名張事件、福井事件は、その後再審開始決定が取り消され、未だに救済されていない。袴田事件は、再審開始決定が取り消されたが、最高裁による破棄差戻を経て、2023年ようやく再審開始が確定した。日野町事件は、再審開始決定に対する検察官の即時抗告が棄却されたが、検察官の特別抗告により、未だに再審開始が確定していない。

再審裁判所によって証拠開示、訴訟指揮、訴訟進行等が異なるという「再審格差」も問題となっている。

再審に関する年表

|           | 再審事件に関する主な動き                                        | 再審問題、再審法改正に関する主な動き                                        |
|-----------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1959年     |                                                     | 日弁連、徳島事件特別委員会を設置                                          |
| 1962年     |                                                     | 日弁連定期総会で「再審制度改正に関する決議」採択。<br>日弁連理事会で「刑事訴訟法第4編(再審)中改正要綱」採択 |
| 1963年 2月  | 名古屋高裁、吉田事件で再審無罪判決                                   |                                                           |
| 11月       |                                                     | 日弁連第6回人権擁護大会で「再審制度の正しい運用を要望する件(決意)」を採択                    |
| 1967年 11月 |                                                     | 日弁連第10回人権擁護大会(松山)で「再審制度の運用に関する件(第一決議)」採択                  |
| 1973年 8月  |                                                     | 日弁連第16回人権擁護大会(札幌)で「刑事訴訟法の一部(再審)改正に関する決議」採択                |
| 1975年 5月  | 最高裁、白鳥決定                                            |                                                           |
| 1976年 10月 | 最高裁、財田川決定                                           | 日弁連第19回人権擁護大会(仙台)で「刑事訴訟法の一部(再審)改正に関する宣言」採択                |
| 1977年 1月  |                                                     | 日弁連、「刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」公表            |
| 2月        | 仙台高裁、弘前事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 7月        | 広島高裁、加藤事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 1978年 5月  |                                                     | 日弁連定期総会で「刑事再審法改正に関する決議」採択                                 |
| 7月        | 青森地裁、米谷事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 1979年 11月 |                                                     | 日弁連第22回人権擁護大会(福岡)で「刑事訴訟法の運用の改善と再審法改正等の実現に関する宣言」採択         |
| 1980年 12月 | 最高裁、免田事件で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定                          |                                                           |
| 1981年 3月  | 高松高裁、財田川事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定                        |                                                           |
| 1983年 1月  | 仙台高裁、松山事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定                         |                                                           |
| 3月        | 高松高裁、徳島事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定                         |                                                           |
| 7月        | 熊本地裁八代支部、免田事件で再審無罪判決                                |                                                           |
| 1984年 3月  | 高松地裁、財田川事件で再審無罪判決                                   |                                                           |
| 7月        | 仙台地裁、松山事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 10月       |                                                     | 日弁連第27回人権擁護大会で「誤判の根絶を期する宣言」採択                             |
| 1985年 4月  |                                                     | 日弁連、「刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」公表            |
| 7月        | 徳島地裁、徳島事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 1986年 8月  | 釧路地裁、梅田事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 1987年 3月  | 東京高裁、島田事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定                         |                                                           |
| 1989年 1月  | 静岡地裁、島田事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 1991年 3月  |                                                     | 日弁連理事会で「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」採択                            |
| 1994年 3月  | 高松高裁、櫻井村事件で再審無罪判決                                   |                                                           |
| 2002年 3月  | 鹿児島地裁、大崎事件(第1次)で再審開始決定                              |                                                           |
| 2004年 12月 | 福岡高裁宮崎支部、大崎事件(第1次)で再審開始取消、再審請求棄却                    |                                                           |
| 2005年 4月  | 名古屋高裁、名張事件(第7次)で再審開始決定                              |                                                           |
| 2006年 12月 | 名古屋高裁、名張事件(第7次)で再審開始取消、再審請求棄却                       |                                                           |
| 2009年 6月  | 東京高裁、足利事件で再審開始決定                                    |                                                           |
| 12月       | 最高裁、布川事件で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定                          |                                                           |
| 2010年 3月  | 宇都宮地裁、足利事件で再審無罪判決                                   |                                                           |
| 4月        | 最高裁、名張事件(第7次)で再審開始取消を破棄差戻                           | 東京弁護士会、人権擁護委員会に再審部会を設置                                    |
| 2011年 5月  | 水戸地裁土浦支部、布川事件で再審無罪判決                                |                                                           |
| 11月       | 名古屋高裁金沢支部、福井事件で再審開始決定                               |                                                           |
| 2012年 5月  | 名古屋地裁、名張事件(第7次)で再び再審開始取消、再審請求棄却                     |                                                           |
| 6月        | 東京高裁、東京電力女性社員殺害事件で再審開始決定                            |                                                           |
| 11月       | 東京高裁、東京電力女性社員殺害事件で再審判決<br>(確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴棄却)  |                                                           |
| 2013年 3月  | 名古屋高裁、福井事件で再審開始取消、再審請求棄却                            |                                                           |
| 2014年 3月  | 静岡地裁、袴田事件(第2次)で再審開始決定、袴田氏釈放                         |                                                           |
| 2015年 10月 | 大阪高裁、東住吉事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定                        |                                                           |
| 2016年 8月  | 大阪高裁、東住吉事件で再審無罪判決                                   |                                                           |
| 2017年 6月  | 鹿児島地裁、大崎事件(第3次)で再審開始決定                              |                                                           |
| 2018年 3月  | 福岡高裁宮崎支部、大崎事件(第3次)で検察官の即時抗告棄却                       |                                                           |
| 6月        | 東京高裁、袴田事件(第2次)で再審開始取消、再審請求棄却。袴田氏収監せず。               |                                                           |
| 7月        | 大津地裁、日野町事件(第2次)で再審開始決定                              |                                                           |
| 10月       | 最高裁、松橋事件で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定                          |                                                           |
| 2019年 3月  | 最高裁、湖東事件(第2次)で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定<br>熊本地裁、松橋事件で再審無罪判決 |                                                           |
| 5月        |                                                     | 日弁連、「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」公表                             |
| 6月        | 最高裁、大崎事件(第3次)で再審開始取消、再審請求棄却                         |                                                           |
| 10月       |                                                     | 日弁連第62回人権擁護大会(徳島)で「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」採択 |
| 2020年 3月  | 大津地裁、湖東事件で再審無罪判決                                    |                                                           |
| 12月       | 最高裁、袴田事件(第2次)で再審開始取消を破棄差戻                           |                                                           |
| 2022年 6月  |                                                     | 日弁連、再審法改正実現本部を設置                                          |
| 2023年 2月  | 大阪高裁、日野町事件(第2次)で検察官の即時抗告棄却(検察官が特別抗告)                | 日弁連、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出       |
| 3月        | 東京高裁、袴田事件(第2次)で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定                    |                                                           |
| 4月        |                                                     | 東京弁護士会、再審法改正実現本部を設置                                       |
| 5月        |                                                     | 東京弁護士会定期総会で「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」採択           |

## ① 狭山事件

再審法改正実現本部 委員 鈴木 剛 (53 期)



### 1 事案の概要

1963年5月1日、埼玉県狭山市で高校1年生の女子生徒（被害者）が下校後行方不明となり、その夜午後7時30分頃被害者宅に身代金を要求する脅迫状が届けられた。翌2日深夜、脅迫状に指定された身代金受け渡し場所に被害者の姉が赴き、警察は40人の警察官を張り込ませ、犯人逮捕を目論んだが、現れた犯人を取り逃がしてしまった。その後、同月4日に被害者は遺体で発見された。

埼玉県警は、被差別部落出身者が多く勤務する被害者宅近辺の養豚場に対し見込み捜査を行い、同月21日に同養豚場に勤務する石川一雄氏（当時24歳）に対し、「上申書」を作成させ、翌22日、県警鑑識課員によって脅迫状と「同一人の筆跡」との鑑定の間答が出された。翌23日早朝、石川氏は別件の恐喝未遂の容疑で逮捕された。

### 2 確定判決に至る経緯

警察による連日の取り調べがなされたものの、石川氏は1ヶ月近く否認を続けた。警察は石川氏を保釈直後に再逮捕の上、弁護人との接見を妨害した上で取り調べを続けた。同年6月20日に石川氏は自白に至り、7月9日に起訴された。

第一審（浦和地裁）係属中、石川氏は取調官から頻繁に手紙や現金の差し入れを受けていたこともあり、捜査段階における心理的拘束、警察官の言葉を信じて自白した人間関係から抜け出しておらず、自白を維持していた。第一審の死刑判決を受けて控訴審（東京高裁）からは再度否認に転じたものの、控訴審では無期懲役判決

であり、最高裁でも上告が棄却され、控訴審判決が確定した。

### 3 再審請求の経緯と現状

石川氏は1994年12月、再審請求中に仮出獄した。1977年に第1次再審請求、1986年に第2次再審請求がなされたがいずれも棄却され、2006年5月に第3次再審請求が行われている。

第3次再審請求で初めて証拠開示がなされ、これまでに約200点の証拠が開示されている。脅迫状と上申書の筆跡の一致については、開示された取調べテープと逮捕当日の上申書等によって、当時の石川氏が部落差別のために教育を受けられなかった非識字者であり、小学校1年時に習う平仮名表記のルールさえ習得できていなかった事実が明らかとなった。

また、確定判決は、石川氏の自白に基づいて被害者の万年筆が発見されたことを「秘密の暴露」であるとしているが、捜査機関が勝手場鴨居の上の万年筆を見落とすことは考えられず、また、以後の鑑定により、この万年筆が被害者のものであるのかについても合理的疑いが生じている。

さらに、取調べ録音テープの開示により、自白はおおよそ真犯人が自らの体験を語っているとは信じがたい内容であり、捜査官の強要・誘導によって虚偽自白が作出されている過程が明らかとなった。

現在、東京高裁第4刑事部に第3次再審請求審が係属中である。

今こそ変えよう！再審法——えん罪被害者の速やかな救済のために——



## 3 再審事件の現状—東京高裁管内の再審事件を中心に—

## 2 鶴見事件

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49 期)



## 1 事案の概要

「鶴見事件」は、1988年6月20日、横浜市鶴見区で金融業者の夫婦が事務所内で殺害され、現金1200万円が奪われた強盗殺人事件である。高橋和利氏は、同日の約束で事務所に行ったところ、殺害された夫婦の死体を発見した。当時多額の負債を抱えていた高橋氏は警察に通報することなく、事務所内にあった現金1200万円が入ったビニール袋を持ち去り、自らの負債の返済に充ててしまった。高橋氏は、同年7月1日、警察に任意同行を求められ、当初は殺人については否認していたが、その後自白するに至り、強盗殺人罪で起訴された。

高橋氏は、第1回公判から殺人については一貫して無罪を主張していた。しかし、第一審判決（横浜地裁）は、自白の信用性を否定したにもかかわらず、状況証拠のみで有罪判決（死刑）を言い渡した。その後、控訴、上告も棄却され、第一審の有罪判決が確定した。

## 2 確定判決の問題点

第1の問題点は、高橋氏の自白の信用性が否定されたにもかかわらず、有罪を認定したことである。高橋氏の自白では、パールとプラスドライバーが凶器とされている。しかし、第一審判決、控訴審判決も、自白の信用性を否定し、凶器を特定することができなかった。

第2の問題点は、高橋氏を犯人とする直接的な証拠は全くなく、状況証拠のみで有罪を認定したことである。しかも、状況証拠には、高橋氏が被害者2名を殺害した犯人でなければ合理的に説明することができないとか、説明が極めて困難であるという事実関係は含まれていない。

第3の問題点は、高橋氏の犯人性を否定する

多数の消極的情況証拠を無視していることである。例えば、重要書類が入った布袋が現場から消失しているが、高橋氏はその存在自体を知らなかった。また、被害者2名には極めて多数の創傷があり、1人で殺害を実行することは困難であること、凶器は刺器、刃器、鈍器等が複数使用されていることからすれば、本件は複数犯の可能性が高い。

第4の問題点は、自白が信用できないことの影響を過少評価していることである。高橋氏が真犯人であれば、凶器について虚偽の自白をする理由は全くない。凶器について事実と反する自白をしたということは、いわゆる無知の暴露であり、高橋氏の無実を明らかにするものである。

## 3 再審請求の経緯と現状

高橋氏は、2006年4月17日、横浜地裁に第1次再審請求を申し立てた。日弁連は2017年8月に再審請求の支援を決定し、高橋氏は同年12月27日に第1次再審請求を取り下げ、第2次再審請求を申し立てた。

弁護団は、①本件の凶器についての法医学鑑定、②高橋氏以外の真犯人の可能性を示す新証拠、③本件現場から採取された黄色ビニール片、黒色小片は、いずれも高橋氏に由来するものではなく、真犯人に由来するものであるとする新証拠、④高橋氏の自白は虚偽であり、高橋氏は犯行を体験していない可能性が高いとする心理学鑑定等、多数の新証拠を提出していた。

しかし、2021年10月8日、高橋氏は病に倒れ、帰らぬ人となった（享年87歳）。同年12月24日、高橋氏の遺族が第3次再審請求の申立てを行い、現在、横浜地裁第2刑事部に再審請求審が係属中である。

## ③ 小石川事件

再審法改正実現本部 委員 宮野 絢子 (71 期)

### 1 事案の概要

「小石川事件」は、2002年7月31日夜、独居女性の被害者（当時84歳）がその住居であるアパートの室内において、何者かに口腔内にタオルを押し込まれて窒息死させられた上、現金約2000円在中のがま口財布を奪われた強盗殺人事件である。

当時22歳であった伊原康介氏は、同じアパートの一室に居住していたが、本件の約1か月後に同アパート2階の他の居室に侵入した窃盗事件の嫌疑で逮捕され、起訴された。捜査機関は、伊原氏を強盗殺人事件の犯人であると疑い、窃盗の起訴後勾留中、伊原氏に対する取調を繰り返し長時間行った。伊原氏は、当初本件について否認していたが、同年12月の取調べで本件犯行を自白し、2003年1月に強盗殺人で逮捕された。しかし、伊原氏は、公判では一貫して否認した。

### 2 確定判決の判断

第一審判決（東京地裁）は、①被害者方居室から伊原氏のものと一致する遺留指紋が採取されていること、②被害者の死亡推定時刻にアパート2階に一人でいた伊原氏の行動を裏付ける客観的証拠がないこと、③アパートに居住する者以外の者が侵入し、犯行が行われた形跡がないこと、④伊原氏には動機があったこと、⑤伊原氏は、本件当日所持金をほとんど有していなかった一方で、翌日午前中の買い物代金を千円札で支払っていることなどの事情を総合すれば、伊原氏が本件犯行に関与している疑いが相当強いとして有罪判決（無期懲役）を言い渡した。

その後、控訴、上告も棄却され、第一審の有罪判決が確定した。

### 3 再審請求の経緯と現状

日弁連は、2015年5月に再審支援を決定し、弁護団は同年6月に、以下の鑑定等を主要な新証拠として、再審請求を行った。

#### ① DNA鑑定

被害者の口内に押し込まれたタオルから検出された被害者以外のミトコンドリアDNA-HV1型が伊原氏のDNA型と異なること

#### ② 指紋付着に関する再現実験

犯人が小物入れを開けて中を物色したとすれば、トランジスタラジオや、引き出し等に犯人の指紋が付着することが明らかになったが、当該場所から伊原氏の指紋は検出されていないこと

#### ③ 繊維関係の新証拠

自白の犯行態様によれば、被害者の身体や着衣に犯人の着衣の構成繊維が付着する蓋然性が高いが、被害者の身体には当時伊原氏が着用していたとされるシャツと「類似した」繊維しか付着しておらず、犯行態様から合理的に推測される繊維の付着状況と整合しないこと

#### ④ 犯行再現実験

被害者居室の状況を再現したところ、確定判決が認定した伊原氏の自白どおりの犯行が客観的に不可能であること

しかし、2020年3月に再審請求審（東京地裁）は再審請求を棄却し、2022年4月に即時抗告審（東京高裁）は即時抗告を棄却し、同年12月に最高裁は特別抗告を棄却し、第1次再審請求は終了した。

現在弁護団は、第2次再審請求を準備中である。

## 4 三鷹事件

人権擁護委員会 副委員長 佃 克彦 (45 期)



### 1 事案の概要

「三鷹事件」とは、1949年に東京都三鷹市で無人の電車が暴走し、6名が死亡、20名が負傷した事件である。本件では、竹内景助氏ほか9名が電車転覆致死事件の共犯として起訴されたが、第一審の東京地裁は、竹内氏が単独で列車を暴走させたとして竹内氏を無期懲役とし、他の9名を無罪とした。竹内氏はその後東京高裁で死刑とされ、この死刑判決は1955年に最高裁で確定した。

しかし竹内氏は犯人ではない。冤罪である。竹内氏は1956年に再審請求をしたが、1967年に病気で亡くなり、手続きは審理の途中で終了となった。その後の2011年に竹内氏の長男が第2次再審請求をしたのが現在なお進行中の本件である。

### 2 確定判決の問題点

竹内氏が犯人でないことは、以下のような点から明らかといえる。

第1に、竹内氏はこの件で、「単独で列車を暴走させた」旨の自白をしているが、逮捕時から公判の間に、当初は否認し、その後単独犯行の自白をし、更にその後、他の被告人との共同犯行である旨の自白をし…と供述を計7回も変転させており、しかも、確定判決の根拠とされている単独犯行の自白の内容は、「現場で拾った針金と紙ひもで電車を起動させ暴走させた」という荒唐無稽なものである。

第2に、この自白の補強証拠は、同じく国鉄に勤めていたS氏の見撃供述が唯一のものであるが、S氏の供述は、事件に近い時間帯に現場近くで竹内氏を見たというものであって事件と竹内氏の結びつきが遠く、目撃条件も、夜に横顔を短時間見ただけのものである。

第3に、本件では、自白と現場の状況との間に

も数々の矛盾がある。

例えばパンタグラフ。竹内氏は自白で、「自分は先頭車両の運転室で1両目のパンタグラフのみを上げて電車を暴走させた」と供述しているが、事故時の写真によるとパンタグラフは2両目も上がっていた。2両目のパンタグラフを上げるには2両目に移動する必要があるのであり、2両目に移動したとは述べていない竹内氏の自白は、現場の状況と矛盾する。

また、最後尾の前照灯にも同じ問題がある。本件事故時、最後尾の前照灯が点灯していたことが証拠上認められ、この最後尾の前照灯を点灯するには最後尾車両に入る必要があるが、竹内氏の自白では竹内氏は先頭車両にしか入っていない。これでは最後尾の前照灯を点灯できず、ここでも自白は現場の状況と矛盾する。

### 3 再審請求の経緯と現状

再審請求には様々な新証拠を提出した。

例えば、上記2点目の目撃供述の問題については、認知心理学の専門家である厳島行雄日本大学教授（当時）にS氏の見撃状況の再現実験を依頼し、S氏の見撃環境では条件が悪く的確な識別ができないという結果の同教授の鑑定書を証拠提出した。

また、上記3点目の自白と現場の状況との矛盾については、電車システムに詳しい曾根悟東京大学名誉教授や国鉄の元運転士の意見書を証拠提出した。

しかし、東京高裁（再審請求審）は2019年7月、再審請求を棄却した。また、これに対する異議申立も、2022年3月に東京高裁（異議審）で棄却された。

再審請求は現在、最高裁第2小法廷の特別抗告審に移っている。

## 4

再審支援及び再審法改正に向けた  
日弁連と当会の取組み

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50 期)



## 1 再審請求事件の支援のはじまり

今年3月、袴田さんの再審開始決定を伝えるニュースには、弁護団のメンバーとともに日弁連の会長の姿もあった。日弁連は袴田さんの再審請求事件という個別事件を“支援”している。「じゃあ、オレの手持ち事件は支援してくれないのか…」日弁連が個別事件の支援をすることを奇異に感じる方がいるかもしれない。このことから説明したい。

人権を侵害されているという市民の訴えに弁護士会が調査して対応することに違和感を持つ人は少ない。日弁連の会則には「人権擁護委員会は、基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をし、人権を侵犯された者に対して救護その他適切な措置を採ることを任務とする」(75条)とある。当会の会則にも類似の規定があり、「人権侵犯についての調査」が人権擁護委員会の職務の1つとされている(東弁会則94条)。

これらの規定を根拠に、日弁連も当会も人権救済申立制度を設け、現に日弁連には毎年約400件、当会にも年間30件から多いと100件を超える人権侵害からの救済を求める申立書が届いている。

1959年1月、「徳島事件(徳島ラジオ商事件)の捜査には人権侵害がある」と書かれた書簡が日弁連に届いた。侵害事実が具体的に主張されており、人権擁護委員会はその責務として調査を始めた。このとき服役中だった富士茂子さんは、前年の1958年5月10日に上告を取下げ、懲役13年の判決が確定していた。

日弁連は、徳島事件の調査を行い、違法な取り調べで関係者の虚偽供述が強要されたもので、富士さんは無罪であると法務大臣等に要望を行った。ところが、確定した刑事事件に関して要望をしたところで、

なんら検察庁の動きがないことから、再審請求事件それ自体を人権擁護委員会の委員らが担っていくことになる。これが日弁連が個別の再審請求事件の支援を行う契機となった。日弁連の活動は1980年の再審開始決定、1985年の無罪判決に結びつくが、既に1979年に富士さんは亡くなっていた(冒頭のインタビュー記事も参照)。

日弁連が再審事件の支援を行う理由は、時に命さえ奪う“えん罪”が人権侵害の最たるものだからである。

## 2 日弁連の再審支援の現状

日弁連は、申立てがあれば、すべての事件を支援するわけではない。申立件数と支援決定件数を比較すると、狭き門であることは間違いない。それでもこの狭き門を通して支援決定に至ったということは、誤判の可能性が高い事案だともいえる。

現在では、再審請求の支援が決定されると、人権擁護委員会内に当該事件の再審事件委員会が設置されることになっている。再審事件委員会は、既存の弁護団がある場合は、その弁護団のメンバーと一体となって再審請求の活動に当たる。この人的支援にとどまらず、再審活動に必要な鑑定・実験等の費用の援助が行われることも多く、記録の管理・謄写等の事務手続を日弁連職員が担うことも大きな支援になっている。なにより、日弁連が当該事件は誤判の疑いが高いと認定し、その再審請求の支援を決定することは、当事者、支援者らにとって大きな励みになり、社会的に耳目を集めることにも繋がっている。

現在、日弁連が支援して再審請求中の事件は12件あり、これとは別に、これまで日弁連が支援して再審無罪が確定した事件が18件ある。このうち近時の主なものを別表(次頁)にあげた。



## 最近の主な支援事件

|                                                                |                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>足利事件</b><br>2002年支援決定<br>2010年再審無罪確定                        | 1990年、栃木県足利市で4歳の女兒が行方不明となり、後に死体で発見された。幼稚園のバス運転手をしていた菅家さんが捨てたゴミから検出したDNA型鑑定等を根拠に無期懲役の判決が出され、2000年に確定した。その後、犯行現場付近に遺留されていた被害者着衣に付着したDNA型が菅家さんの型と一致しないことが判明して再審開始となった。   |
| <b>布川事件</b><br>1978年事件委員会設置<br>2011年再審無罪確定                     | 1967年、茨城県内において、一人暮らしの男性が自宅で殺害されているのが発見された。櫻井さんと杉山さんは、いずれも別件で逮捕・勾留されて本件の自白に追い込まれ、それを根拠に有罪認定がなされ無期懲役が確定した。後に自白や目撃証言が信用できないことが明らかとなり、再審開始となった。                           |
| <b>東電女性社員殺害事件</b><br>2006年支援決定<br>2012年再審無罪確定                  | 1997年、渋谷区にあるアパートの1階で女性の死体が発見された。オーバーステイの別件で逮捕されたネパール人のゴビンダさんが起訴され、一審は無罪となったが、2000年、東京高裁は無期懲役の判決を言い渡し、後にこれが確定した。その後、現場に残された遺留物のDNA型がゴビンダさんのものとは異なることなどを理由に再審が開始された。    |
| <b>東住吉事件</b><br>2012年支援決定<br>2016年再審無罪確定                       | 1995年、大阪市東住吉区内の民家で火災が発生し、小学6年生の女兒が焼死した。女兒の母親である青木さんと、内縁関係の朴さんが保険金目的で放火殺人を行ったと認定され、2006年、両名の無期懲役が確定した。その後、再現実験の結果などから自白が信用できないとされ、再審が開始された。                            |
| <small>まつばせ</small><br><b>松橋事件</b><br>2011年支援決定<br>2019年再審無罪確定 | 1985年、熊本県の松橋町(当時)の居宅で刃物で頸部を多数回刺された男性が発見された。宮田さんは、事件直後から連日、長時間にわたる取調べを受けて自白に追い込まれ、それを主な根拠に有罪となり、1990年、懲役13年の刑が確定した。その後、客観証拠と宮田さんの自白が矛盾するなどとして、再審開始が決まった。               |
| <b>湖東事件</b><br>2018年支援決定<br>2020年再審無罪確定                        | 2002年、滋賀県湖東町(当時)の病院で人工呼吸器を付けていた患者が亡くなり、間もなく看護助手をしていた西山さんがチューブを外したと自白して逮捕された。西山さんは公判廷では無罪を主張したが、2007年に懲役12年の刑が確定した。後に自白は信用できず患者の死因は致死的不整脈であった可能性を排除できないなどとして、再審が開始された。 |

## 3 当会の再審支援の取組み

日弁連に対して再審支援を求める申立件数は、2001年9件、2002年12件などと推移していたが、その後、年間に20件を超えることが常態化し、2009年には、前年の22件から急伸して39件の申立てを数えた。もはや適正な事件の調査を行うことが難しくなってきた。

この窮状をみかねて、当会人権擁護委員会の有志が立ち上がった。このときまで、当会をはじめとした弁護士会には、再審支援を受け付ける窓口はなかった。一般事件と同様に受理して調査を行う例はあったが、弁護士会には再審支援活動の実績もその調査のノウハウもなく、申立てがあると、多くは日弁連に移送せざるをえないのが実態であった。

しかし、再審請求の支援活動は、経験を積んだ日弁連の委員のようにできなくとも、確定した事件が誤判の可能性があるか否かの検討は、普通の刑事事件の事件処理と質的に異なるものではなく、できな

ければおかしいともいえる。2010年5月、日弁連の委員も兼任するメンバーを新たに委員にむかえ、当会人権擁護委員会の中に再審支援の申立事件を審査する「特別部会」を設置した。

現に申立事件の処理をはじめると、(不謹慎だが)とても勉強になることがわかった。事件を受理すると、申立人のえん罪の主張を把握する一方で、確定に至るまでの事件記録を入手することからはじめる。各審級毎の審理の経過を弁護人の主張とともに確認ができる。事後的な評価ではあるが、「ここはこのような主張をすべきだった」などとベテランから若手の委員まで、皆で生の素材を手許に討議ができるのである。再審特別部会は、後に他の事件部会に肩を並べて「第6部会」に昇格し、2011年から昨年2022年までの12年間で累計76件の事件を受け持っている。これは同期間の全申立件数761件の1割にあたる。なお、当会の「活躍」があっても、日弁連への申立件数の増加傾向はその後変わらなかった。

## 4 日弁連の再審法改正運動

日弁連は、2019年5月に「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を取りまとめたのに続き、本年2月、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を策定し公表した（日弁連改正案の骨子を別表（下記）に整理してまとめた）。

日弁連が再審法の改正を提言したのは今回がはじめてではない。1962年から1991年までの間に実に4回にもわたって具体的な改正提案を行ったが、ことごとく実現が阻まれている。今次の意見書の改正案は5度目である。

意見書を発出するだけでなく、改正を実現すべく、日弁連は意見書発出に先立って再審法改正実現本部を立ち上げた。これに平仄を合わせ当会も本年4月、同名の再審法改正実現本部を立ち上げ、定期総会では「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

いずれの意見書でも共通して強調されているのは、①全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に

対する検察官による不服申立ての禁止である。いずれも極めて深刻な立法事実に基づく提案である。

冒頭インタビュー記事の袴田事件、前頁別表の東京電力女性社員殺害事件、布川事件、松橋事件などは、いずれも熱心な裁判官が担当したことで検察官に証拠開示させたことが再審無罪に繋がっている。「5点の衣類」のカラー写真やネガが開示されなければ、今も袴田さんが拘束されたままであった可能性を考えると寒気すらおぼえる。

袴田さんは、2014年に再審開始決定があったが、検察官上訴のために、10年経とうとしている今もなお被告人の立場にある。大崎事件\*1の原口さんにはじめの再審開始決定がでたのは2002年である。2017年には二度目の再審開始決定があった。それでも検察官上訴によって、今もなお再審公判が始まらない。原口さんは現在96歳である。

5度目に「また」は許されない。これらの立法事実が社会に強烈なインパクトを与えている今を逃すとさらに何十年も機会を失うかもしれない。今、必ず再審法改正を実現させなければならない。

### 日弁連再審法改正案の骨子

#### ① 証拠開示の制度化

検察官の証拠隠しを防ぐべく証拠開示制度を整備するとともに、記録や証拠品の保存等に関する規定も設けた。

#### ② 検察官抗告の禁止

再審開始決定に対する検察官の不当な不服申立てが繰り返される深刻な事態が続出していることから、これを禁止することとした。

#### ③ 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備

弁護人の援助を受ける権利とともに、再審請求人の主体的関与を可能にするための手続規定を整備した。

#### ④ 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大

新旧全証拠の総合評価と「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用を明確にした。また、死刑事件における犯情事実の誤認や憲法違反手続があることを再審請求理由に加えた。

#### ⑤ 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

重要手続の公開とともに、当該事件の過去の審理・判断に関与したことを除斥・忌避事由として明記した。

#### ⑥ 刑の執行停止に関する規定の整備

死刑確定者に対する拘置の執行停止を含んだ刑の執行停止に関する規定を設けた。

\*1：第1次再審請求に対して、2002年、再審開始決定があったが、検察官の即時抗告で開始決定が取り消された。第3次再審請求でも、2017年に再審開始決定があり、即時抗告も棄却されたが、2019年、最高裁の「世紀の大誤審」で再審開始決定が取り消された。現在、第4次再審請求事件が最高裁に係属している。



## 1 「時に権力は事実を造る」

袴田事件弁護団長をされている西嶋勝彦会員は、2023年7月13日に開催した夏期合同研究・全体討議「変えよう！再審法～えん罪被害者を速やかに救うために～」において、「時に権力は事実を造る」とお話しされていた。各再審事件の経過についての報告をみるに、時に、警察・検察が「事実を造る」ことがある、そして裁判所がそれを安易に見過ごすことがある、という認識に強く共感する。

日本弁護士連合会の人権擁護大会で配布される『再審通信』には、えん罪事件に向き合い、えん罪被害者と共に果てしなく困難な闘いに多大なる労力を捧げている弁護士たちの活動の一端が記録されている。

日本の「司法」が全体として適正に機能するためには、法曹三者のそれぞれが適正に機能し、かつ、相互に機能し合う必要がある。警察の違法な捜査を検察官が糾すことができない、場合によっては証拠隠し等によりさらに事態を悪化させる、裁判所が違法を安易に見逃す、真実の探求に真摯に向き合わない、そんなときは、弁護士・弁護士会がえん罪事件に向き合い、えん罪被害者と共に闘わなくてはならない。それこそが基本的人権を擁護し、社会正義を実現する弁護士・弁護士会の使命ではないか。

いまさらながら、「自分に何かできることはないか」を問いたい。

## 2 再審事件の支援活動に参加する

いまから何ができるか。再審事件の支援活動に参加できるか。

再審事件は、検察官の不服申立てなどにより長期化しているものが多く、これまでの支援活動に携わっていない弁護士は「いまさら参加させてもらうことなどできない」と思いがちである。もちろん、各弁護団の判断で

はあるが、真摯に支援活動に参加したいという弁護士を、無碍に拒絶する弁護団は多くないであろう。これまでの経緯もあって各事件の「弁護人」に加わることはできなくとも、手弁当覚悟で真摯に活動する意欲があれば、弁護団会議等に臨席する機会は得られそうである。

また、当会の人権擁護委員会・第6部会に参加し、再審支援の申立事件を審査する形で、再審事件の支援に関与する方法もある。確定記録の審査の過程を通じて自己の事件処理のスキル向上にもつながる。

## 3 再審法の改正運動に参加する

再審法改正に向けた活動に参加できるか。これは、すぐにでも可能である。当本部（当会の再審法改正実現本部）は、定員100名の本部であり、まだまだ定員余力がある。ぜひともご参加いただきたい。

改正運動については、今後、さまざまな角度から展開する必要があるが、意見書・提言書の作成、市民向けシンポジウムの開催、メディア向け勉強会・レクチャーの実施、国会議員・地方議会議員への働きかけ（ロビイング活動）などが考えられる。

再審法改正に向けた活動では、「再審法改正をめざす市民の会」などの市民団体や日本弁護士政治連盟（弁政連）との連携も重要である。弁政連は、現在、日本弁護士連合会によるロビイング活動を側方から支援しており、弁政連に入会の上、弁政連の一員として活動する方法もある。

## 4 最後に

「間違いがあったかもしれないなら、もう1回きちんと裁判をする、というシンプルな、あるべき姿をルールにする」（日本弁護士連合会の再審法改正プロジェクト「ACT for RETRIAL」）、そんな活動を一緒にはじめましょう。